



小学生を中心とする 文化活動を行う団体に 助成します！

坂戸市では、文化活動の推進を図り、もって児童の心身の健全な育成に資するため、助成事業を実施しています。

対象団体	次の条件を満たす団体 1 小学生に文化活動の場・機会を提供する事業を行う 2 市内在住の小学生が5人以上在籍している 3 市内を中心に活動している 以下に該当する団体は対象外となります。 ・営利を目的とする団体 ・個々の文化団体の上部団体（連合会）である団体 （例：坂戸市〇〇連合会） ・国、県、市などが補助金などを出資している団体 ・暴力団 ・代表者、構成員関係者に暴力団員に該当する者がいる団体
補助対象経費	1 事務用品等の購入費用 2 チラシ、ポスター等の作成費用 3 活動に使う会場、設備、機材の使用料など 4 講習会などを開催する際の外部講師などへの謝金 5 活動のための保険料
補助金額	最大 2 万円まで
申請方法	必要書類を添えて市民生活課に提出してください。

補助金交付決定通知日の前に実施した事業は対象となりません。
申請は必ず事業実施前に行ってください。

◆補助の対象となる文化活動

芸術	美術、音楽、演劇、舞踊、文学（短歌・俳句・川柳・詩など）、写真など
メディア芸術	映画、漫画、アニメーションなど
伝統芸能	・雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊など ・郷土史の研究、編さん
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に関わる文化など
国民娯楽	囲碁、将棋など

◆申請から交付までの流れ

1 申請

次の書類を市民生活課に提出してください。

補助金交付申請書（様式第 1 号）、団体の会則又はこれに代わるべきもの、事業計画書、収支予算書、構成員名簿、その他市長が必要と認める書類

※申請できる補助金は、申請時にいまだ使用されていない使途に限ります。

2 補助金の交付決定

市民生活課で申請内容を審査したのち、補助金の交付の可否を通知します。

3 補助金交付対象事業の実施

4 事業の完了報告

事業の完了後、速やかに以下の書類を提出してください。

完了報告書（様式第 3 号）、事業報告書、収支決算書及び領収書の写し、その他市長が必要と認める書類

※領収書は、宛名（申請団体名）が記載されたものの写しを提出してください。

5 補助金の額の決定

市民生活課で完了報告の内容を確認したのち、補助金額の確定通知を行います。

6 請求書の提出

市より通知された補助金額の請求を、補助金交付請求書（様式第 5 号）により行ってください。

7 補助金の交付

請求書を受領した日から概ね 3 週間ほどで、補助金を交付します。